

寄付金税制上の優遇措置について（ご案内）

本学園へのご寄付は、以下の税制上の優遇措置が受けられます。

1. 所得税控除

「税額控除」、「所得控除」のいずれかの制度を確定申告の際に選択します。

(1) 税額控除

寄付金額（所得の40%が限度）から2,000円を差し引いた額の40%を所得税額から控除できます。
（所得税額の25%が上限）

$$\text{（寄付金額} - 2,000\text{円）} \times 40\% = \text{所得税控除額}$$

○寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除します。

(2) 所得控除

寄付金額（所得の40%が限度）から2,000円を差し引いた額を、所得（課税所得金額）から控除できます。

$$\text{寄付金額} - 2,000\text{円} = \text{所得控除額}$$

○所得控除を行った後に税率を掛けます。所得金額に対して寄付金額が大きい場合や所得税率が高い高所得者の方の減税効果が期待できます。

※いずれの場合が有利であるかは、国税庁のホームページで計算できます。もしくは税務署でご確認ください。

2. 地方住民税控除

寄付された年の翌年度の「個人県民税」、「個人市町民税」から控除されます。

(1) 個人県民税額控除

$$\text{（寄付金額} - 2,000\text{円）} \times 4\% = \text{個人県民税控除額}$$

(2) 個人市町民税額控除

$$\text{（寄付金額} - 2,000\text{円）} \times 6\% = \text{個人市町民税控除額}$$

※控除対象となる寄付金額の限度額は、総所得金額等の30%です。

※対象となるのは、寄付された年の翌年の1月1日現在に石川県内に住所を有する方です。

都道府県・市町村によって取扱いが異なりますので、お住まいの都道府県・市町村にお問合せ願います。

寄付金控除の手続きを受けるには、寄付された翌年の確定申告期間に所轄税務署で確定申告を行う必要があります。

確定申告の際に、本学園よりお送りいたします①「税額控除に係る証明書(写)」(税額控除の場合)または「特定公益増進法人証明書(写)」(所得控除の場合)と、②本学発行の「領収書」または所定の「払込受領証」をご提出ください。

※お手元の「払込受領証」に住所が記載されていない場合は、寄付者ご自身により、必ず住所をご記入ください。